

彦根市火災予防条例の一部改正（素案）

1 改正の理由・概要

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 405 号)が平成 23 年 12 月 21 日に公布され、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が消防法上の危険物に追加されました。

このことから、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものに対し、彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例第 24 号)に規定する一定の貯蔵および取扱いに係る技術上の基準ならびに位置、構造および設備の技術上の基準について、経過措置を定めるものです。

2 改正素案の内容

今回の改正に伴い、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものについて、

- (1) 当該物質を貯蔵し、または取り扱う配管の構造の技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は適用しない。
 - (2) 当該物質を収納する容器への表示について、施行日から 1 年 6 箇月(平成 25 年 12 月 31 日までの間)は適用しない。
 - (3) 当該物質を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造および設備に係る技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は、施行日から 1 年(平成 25 年 6 月 30 日までの間)は適用しない。
 - (4) 届出は、施行日から 6 箇月(平成 24 年 12 月 31 日までの間)は適用しない。
- 旨を付則において規定するものです。

3 施行期日

平成 24 年 7 月 1 日から施行します。